

## 第24回国連CEFACTフォーラム会議報告

2014年10月26日～11月1日

ニューデリー（インド）

報告者：国連CEFACT日本委員会

サプライチェーン情報基盤研究会

菅又 久直

### I. 会議日程：

10月26日（日） 東京発 ニューデリー着  
10月27日（月）－ 10月31日（金） 国連CEFACTフォーラム  
10月31日（金） ニューデリー発  
11月1日（土） 東京着

### II. 会議目的と参加者：

国連CEFACTは、貿易手続の簡易化と電子ビジネスの促進、およびそれらに関するグローバルなポリシーや技術仕様の制定を目的として設立された国連組織である。

小生は、国連CEFACT新組織の中で、手法技術分野およびサプライチェーン分野の開発に貢献するとともに、今後のアジアおよび日本における電子ビジネス関連標準の推進方策を見通すことを目的に、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会の依頼により本フォーラムに参加した。

今回の参加者は登録ベースで67名、日本からは次の4名が参加した。

石垣 充（日本貿易関係手続簡易化協会）

鈴木 耀夫（NPO法人観光情報流通機構：旅行ドメイン・コーディネーター）

遠城 秀和（NTTデータシステム技術(株)：品質評価コーディネーター）

菅又 久直（国連CEFACT日本委員会・サプライチェーン情報基盤研究会）

フォーラムでは、PDA（Program Domain Area）ごとに会議が進められる。小生は、手法・技術PDAおよびサプライチェーンPDAのFinance and Payment Domainを中心に参加した。

### III. 会議報告：

#### ① 手法・技術 PDA

PDA 担当副議長 Anders Grangard (GS1) のもと、Jostein Fromyr (Norway)、Christian Huemer (Austria)、遠城秀和、菅又久直を中心に、現状手持ちのプロジェクトの総ざらえを行った後、Conformance and Interoperability Project と Library Review Project を中心に審議を行った。

## 1. 1 Conformance and Interoperability

本プロジェクトは昨年の秋のフォーラムにおいて提起されたプロジェクトで、月 2 回の電話会議を通して、エディターの Edmund Gray によりまとめられた BRS ドラフトをベースに審議を行った。

### ① Conformance のユーザー視点

- CEFACT マネージメントグループは、だれが CEFACT 標準を使っているのかを知るために、Conformance Statement のレジストリを持ちたいと思っている。
- CEFACT プロジェクト/PDA の参加者は、標準の保守や拡張において現標準の Conformance Statement を正確に把握したい。
- CEFACT 以外の SDO（標準開発組織）は、自分の標準が CEFACT 標準に準拠（Conform）しているか否かを判断し、それを公表したい。
- ソフトウェア開発企業は、自分のソフトウェアが CEFACT 標準に準拠（Conform）しているか否かを判断し、それを公表したい。
- エンドユーザーは、自分のソフトウェアが CEFACT 標準に準拠（Conform）しているのかを知りたい。

### ② Conformance の対象

#### • EDIFACT Domain

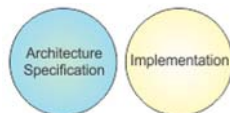
ECE 勧告、ISO9735、EDIFACT メッセージ設計規則、TDED、UN コードリスト、EDIFACT ディレクトリ（セグメント、複合データ要素、データ要素）、UNSM（国連標準メッセージ）

#### • XML Domain

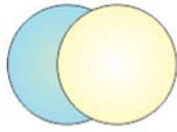
ECE 勧告、UMM（UN モデリング手法）、UPCC（コア構成要素 UML プロファイル）、CCBDA（コア構成要素ビジネス文書構成法）、CCTS（コア構成要素技術仕様）、データ型カタログ、XML NDR（XML 設計規則）、BRS（ビジネス要求仕様）、TDED、CCL（コア構成要素ライブラリ）、UN コードリスト、XML スキーマ（XML メッセージ定義）

### ③ Conformance レベル

TOGAF（The Open Group Architecture Framework）による Conformance のレベルを定義する。



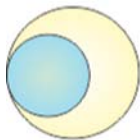
Irrelevant：実装は標準との共通項は無い。



**Consistent** : 実装の一部は標準との共通項がある。



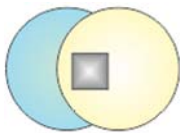
**Compliant** : 実装の全ては標準の内にあるが、全ての標準を使ってはいない（サブセット）。



**Conformant** : 標準の全てを実装しているが、更に拡張部分がある。



**Fully Conformant** : 標準の全てを実装し、且つ、拡張部分は無い。



**Non-conformant** : 標準を実装してはいるが、一部は標準と異なる仕様となっている。

#### ④ 提言

本文書として、**Conformance** に関して次の提言を行う。

- ・国連 CEFAC は、正確で一貫性のある良く知られた用語を使用すべきである。
- ・本プロジェクトチームは、**TOGAF** の定義を推奨する。
- ・国連 CEFAC は、全ての標準と技術仕様に明確な **Conformance Clause** を記載すべきである（例えば、**BRS/RSM** にも **XML/NDR** 同様の記載を）。
- ・正確な **Conformance Clause** は、ユーザーが標準実装における **Conformance** を宣言するための前提条件である。
- ・国連 CEFAC は、ユーザー・コミュニティ（実装ユーザーおよび **SDO**）の **Conformance** 宣言の使用を勇気づけ推進すべきである。
- ・これは、標準がどのように実装され使用されているかを議論するためのツール

となる。

- ・国連 CEFACT は、できれば他の組織と協力して、SDO や実装ユーザーの Conformance 自己宣言を可視化する Conformance レジストリを構築すべきである。
- ・ Conformance の可視化は相互運用性を促進するものと信ずる。

本ドラフトの内容は、フォーラム期間中のランチ・アンド・ラーンセッションにて公開された。また、審議中に指摘された事項を調整後、BRS を完成して本年末までにプロジェクトは終了する。本 BRS に基づく、コンフォーマンスに関わる課題解決（Conformance レジストリなど）については、2015 年-2016 年の POW（Programme Of Work）に含まれることを期待している。

## 1. 2 Library Review

Bureau の要求に基づき、Christian Huemer のリーダーより、Library Review Project が始められた。本 Project は、国連 CEFACT の各種 Library（CCL, EDIFACT Directory, BRS, RSM, XML Schema, Code List 等）のあり方と登録・保守手順の見直しを目的としている。

本フォーラムでは、あるべき Library のあり方を探るため、ドメイン代表者（プロジェクト・リーダ、地域レポートを含む）に次ぎの内容の質問状を送付することとした。

### ① コア構成要素（CC）について

- ・国連 CEFACT はコア構成要素の標準化を行うべきか？
- ・国連 CEFACT は全てのコア構成要素をハーモナイズして単一ライブラリ化すべきか？
- ・国連 CEFACT はコアセットのコア構成要素をハーモナイズし、複数からなるドメインコア構成要素を許容すべきか？

→(if yes) : 国連 CEFACT はドメインコア構成要素を、品質管理を含めて所管すべきか？

→(if yes) :

- ・品質管理を含む保守管理はライブラリ管理チームが行うべきか？
- ・品質管理を含む保守管理は、国連 CEFACT の PDA またはドメインが行うべきか？

→(if yes) : 国連 CEFACT は協働合意書に基づき、他の組織にドメインコア構成要素の管理を許すか？

→(if yes) : 国連 CEFACT は、他組織が管理するドメインコア構成要素へのポインターを許すか？

→(if yes) : ドメインコア構成要素パッケージには新コア構成要素だけ含むのか？

→(if yes): ドメインコア構成要素パッケージには新コア構成要素およびコアセットの拡張を含むのか?

- ・ コア構成要素の追加・修正要求は何か月以内に処理完了すべきか?
- ・ 自分のドメインに限らず、1年の内何日ならコア構成要素の品質管理のために時間を費やせるか?
- ・ 上記に加え、1年の内何日なら自分のドメインのコア構成要素の品質管理のために時間を費やせるか?

② ビジネス情報項目 (BIE) について

- ・ 国連 CEFACT はビジネス情報項目ライブラリを提供すべきか?
- ・ 国連 CEFACT のビジネス情報項目ライブラリには、国連 CEFACT が品質管理を含む保守管理するビジネス情報項目を含めるべきか?

→(if yes) : 品質管理を含む保守管理はライブラリ管理チームが行うべきか?

→(if yes) : 異なるドメインのビジネス情報項目も、品質管理の一部としてハーモナイズするのか?

→(if yes) : 品質管理を含む保守管理は、国連 CEFACT のドメイン固有ライブラリを所管する PDA またはドメインが行うのか?

- ・ 国連 CEFACT ビジネス情報項目ライブラリは、協働合意書に基づき、他組織が管理するビジネス情報項目も含めるべきか?
- ・ 国連 CEFACT ビジネス情報項目ライブラリは、他組織が管理するビジネス情報項目にポイントすることを許すか?
- ・ 国連 CEFACT ビジネス情報項目ライブラリに、ビジネス文書構成を含むか?
- ・ 国連 CEFACT ビジネス情報項目ライブラリは、ビジネス文書構成、プロジェクトや Submission がどのビジネス情報項目を使っているかの情報を提供するか?
- ・ 国連 CEFACT ビジネス情報項目ライブラリは、ビジネス情報項目がどのビジネス文書構成、プロジェクトや Submission で使われているかの情報を提供するか?
- ・ 自分のドメインに限らず、1年の内何日ならビジネス情報項目の品質管理のために時間を費やせるか?
- ・ 上記に加え、1年の内何日なら自分のドメインのビジネス情報項目の品質管理のために時間を費やせるか?

③ EDIFACT/XML メッセージについて

- ・ 国連 CEFACT は、CEFACT ライブラリに含む新 EDIFACT メッセージの策定、および既存メッセージの保守を行うか?
- ・ 国連 CEFACT ライブラリに、他の組織が開発したメッセージ導入ガイドを含めるか?
- ・ 国連 CEFACT ライブラリに、他の組織が開発したメッセージ導入ガイドへのポイ

ンターを許可するか？

- 国連 CEFACT は XML メッセージ定義 (XSD) ライブラリを提供するのか？
- 国連 CEFACT は独自の XML メッセージ定義 (XSD) を、ライブラリの一部として策定するか？
  - (if yes) : 国連 CEFACT は全てのビジネス文書構成、プロジェクト、Submission の XSD を定義するのか？
  - (if yes) : 国連 CEFACT は選択したビジネス文書構成、プロジェクト、Submission の XSD を定義するのか？
  - (if yes) : 国連 CEFACT の XSD は列挙型コードリストを含むか (この場合、コードリスト変更は XSD 再定義が必要) ？
- 国連 CEFACT ライブラリは、協働合意書に基づき、他組織が管理する XML メッセージ (XSD) も含めるべきか？
- 国連 CEFACT ライブラリは、協働合意書に基づき、他組織が管理する XML メッセージ (XSD) へのポインターを許すか？
- 国連 CEFACT ライブラリは、どのビジネス文書構成、プロジェクト、Submission が、どの XSD に Consistent/Compliant/Conformant しているかの情報を提供すべきか？
- 国連 CEFACT ライブラリは、どの XSD が、どのビジネス文書構成、プロジェクト、Submission に Consistent/Compliant/Conformant しているかの情報を提供すべきか？
- 国連 CEFACT ライブラリは、XML メッセージ (XSD) を年 2 回発行すべきか？
- 国連 CEFACT ライブラリの XML メッセージ (XSD) は要求に応じて発行すべきか？
- XML メッセージ (XSD) の品質管理に年間何日費やせるか？

④ ライブラリの公開について

- ライブラリは次のどのフォーマットでアクセスされるべきか？

Excel

Hyperlinked Documents

XML (e.g. XML4CCTS)

UML (e.g. XMI)

RDF

Other (please specify)

- 国連 CEFACT コードリストは Web Service でアクセスできるべきである？
- コードリストは、例え期限切れでも、全てのコード値を発行すべきである？
- 次の追加情報も国連 CEFACT ライブラリ経由でアクセスできるべきである？

Web Service とその Configuration

Web Service や通信チャネルのセットアップガイド

セットアップ、テスト、導入のためのベストプラクティス、技

術指図、構成仕様  
導入参照事例  
バックグラウンド資料  
Schematron（または他のルール言語）  
事例  
ビジネス価値、技術困難性などのガイド  
定義や説明ノート

- ・国連 CEFACT はデータ型ライブラリを継続発行すべきか？
- ・国連 CEFACT はセマンティック・データ型（例 Amount）を継続発行すべきか、あるいはプライマリ・シンタックス型（例 W3C data types）に限定すべきか？
- ・国連 CEFACT は BRS を発行すべきか？
- ・BRS/RSM はライブラリ改訂ごとに更新すべきか？
- ・国連 CEFACT の発行は定期的であるべきか？

## ② サプライチェーン PDA

サプライチェーン PDA（担当副議長は Raffaele Fantetti（イタリア経済開発省））では、Finance and Payment ドメイン（ドメインコーディネータは Liliana Fratini Passi（EU-CBI: Center for the promotion of imports from developing countries））の会合に出席し、SIPS が進める支払通知メッセージの拡張につき提案を行った。

### 2. 1 PO Finance

前回のフォーラムより Purchase Order Financing Request Project が開始された。本プロジェクトは PO Finance の標準化を目的としている。PO Finance とは、取引先への支払において取引の完結前に、取引の支払をカバーする融資を行うことで、Invoice をベースにしたファクタリングのバリエーションである。

本プロジェクトでは BRS（Business Requirement Specification）/RSM（Requirement Specification Mapping）の策定と、次の3つのメッセージ設計が進められている。

- ・ PO Financing Request
- ・ PO Financing Request Technical Report
- ・ PO Financing Request Business Status Report

本プロジェクトは EU の CBI（Center for the promotion of imports from developing countries）から提案され、イタリア、スウェーデンおよびドイツの支持を得ている。

### 2. 2 Trade Finance / Supply Chain Finance

今回、新たに Trade Finance / Supply Chain Finance プロジェクトが提案された。当案件は、国連 ESCAP/ADB 主催の APTFF（Asia Pacific Trade Facilitation Forum）でもテーマになっ

た課題であり、BPO: Bank Payment Obligation などが検討対象になるものと思われる。

### 2. 3 Remittance Advice 拡張提案

小生（SIPS：菅又久直）より、SIPS の金流商流情報連携タスクフォースで進めている金融 EDI 実証実験と、そこで必要とする Remittance Advice メッセージの拡張要件につき、以下の通り説明した。

#### ① 目的

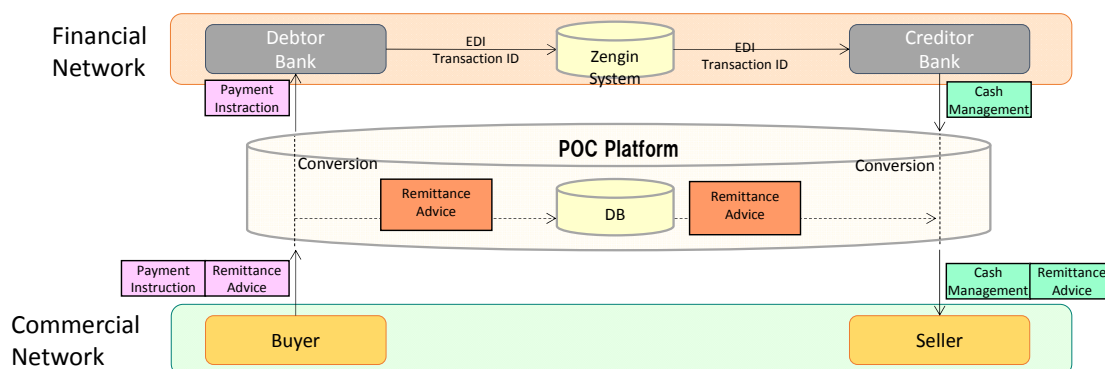
- ・取引当事者の入金消込業務を改善する。
- ・商取引情報を金融セクターと共有する。
- ・日本、アジア、世界の商取引慣行に適合させる。

#### ② Remittance Advice 主要拡張点

- ・月次支払慣行への適用。→「締日」の設定。
- ・関連課税情報の追加。→税込か否か、および税額の指定。
- ・複数の支払手段の適用。→振込と電子債権の併用。
- ・相殺機能の追加。→相殺明細の電子化。
- ・関連商取引情報の追加。→取引製品、価格、数量の追加。

#### ③ 金融 EDI 実証実験の紹介

## POC for Remittance Advice Extension in Japan

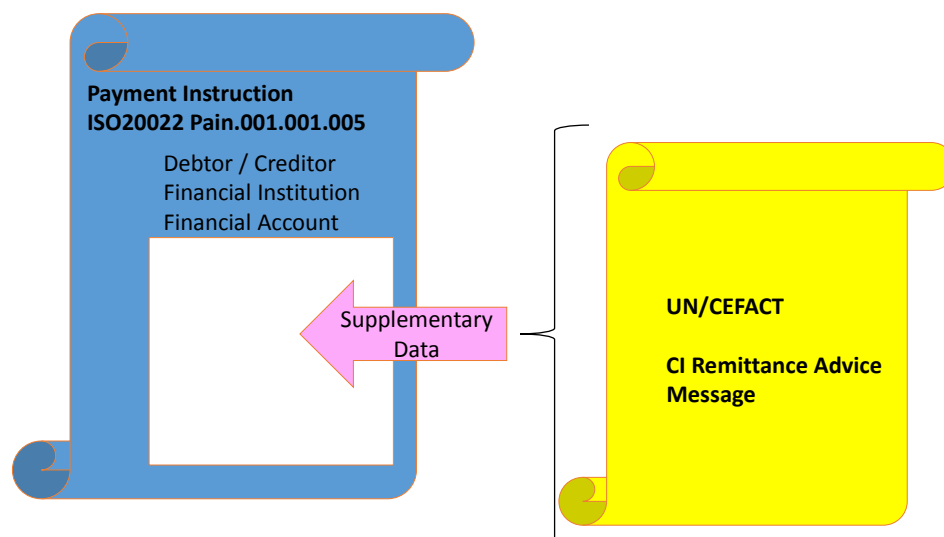


1. To proof the improvement of reconciliation works of Buyer / Seller.
2. To analyze the data in Platform DB for the new business opportunity.



④ ISO20022 と国連 CEFACT 標準の連携

## Commercial information embedded Financial Message



以上の説明後、今後の進め方につき副議長とドメインコーディネータと打合せを行った。

- 当提案はライブラリ・メンテナンス要求ではなく、新プロジェクトとして扱う。
- プロジェクトの担当は **Finance and Payment** ドメインとする。
- プロジェクトコーディネータは持ち帰って内部（CBI）で検討する。
- アジアよりサポートを得るため、AFACT にプロジェクトを紹介する。（11月）
- 来年1月末までに新プロジェクト提案書を準備する。

なお、フォーラム・クロージング・プレナリにて、副議長より、日本から Remittance Advice の拡張提案の要求が出されたことが紹介された。

### 3. Security and authentication に関わるワークショップ

フォーラム期間中の10月29日、丸一日かけて、Security and authentication to stimulate paperless Trade / Governance と題するワークショップが開催された。

なお、本フォーラム主催国インドからの Regulatory PDA 担当副議長 Tahseen A Khan は、インド政府の CCA: Controller of Certifying Authorities である。

#### 3. 1 オープニング

次の方々からオープニング・スピーチが行われた。

Tahseen A Khan	CCA, India
Pravir Kumar	DGFT（商工省・外国貿易部）、India
Stuart Feder	国連 CEFACT 議長

R Chandrashekhar	NASSCOM (全国ソフトウェア・サービス企業協会) 社長、India
RS Sharma	電子情報技術庁長官、India

### 3. 2 セッション1 (法的側面)

- ① **Security and Authentication- An Industry Perspective** by Sivarama Krishnan  
サイバー・セキュリティの脅威につき、コストと影響について説明。特にインサイダー犯罪による脅威、および外部ソースの管理につき分析。
- ② **Information Technology Act and its impact on e-Commerce** by Pavan Duggal  
インドにおける IT 関連法(サイバー法、EDI、e-Filing、e-Records)、および CCA (Controller of Certifying Authorities) の役割につき紹介。
- ③ **Single Window interoperability and paperless trade** by Tom Butterly  
国連 CEFACT の貿易円滑化導入ガイドを基に、シングルウィンドウ相互運用性につき解説。
- ④ **Regulations for Recognition of Foreign Certifying Authorities** by Vakul Sharma  
外国の CA もインド国内において、次の条件のもと CCA により承認される。
  - ・インドに事務所があること。
  - ・ 25,000 USD 支払うこと。
- ⑤ **Identification, Authentication and Authorization Issues in a way to Single Window Interoperability** by Hemali Shah  
課題につき、オーストラリア Monash 大学での研究成果を発表。
- ⑥ **Estonian/European experience** by Tiit Anmann  
あらゆる活動で使われる電子署名につき、エストニアの事例を紹介。

### 3. 3 セッション2 (関連プロジェクト)

- ① **UNECE Recommendation dealing with authentication** by Lance Tompson  
国連 ECE 勧告 14 につき紹介。
- ② **Ensuring legally significant trusted trans-boundary electronic interaction**  
by Alexander Sazonov  
信頼性のある越境データ交換における法的枠組みについて提案。
- ③ **Facilitating paperless trade: DGFT Experience** by A. K. Sinha  
インド商工省・外国貿易部におけるポータル型シングルウィンドウの紹介。

### 3. 4 セッション3 (電子世界におけるアイデンティティ管理)

- ① **Management of e-Identity for Cross-border interaction** by Jasmine Jang  
異なる国間の情報交換におけるアイデンティティの認識方法の提案。

- ② **Leveraging Assdhaar (biometric based) for authentication and Electronic Signature Certificate**  
by Debjani Nag

バイオメトリック・ベースの電子署名証明書の認証方法の確立。

- ③ **Authenticated and secure e-Filing of Taxes / e-IPO** by Harm-Jan van Burg

税金、パテントやトレードマークの電子的ファイリングの紹介。

- ④ **E-Procurement** by Jostein Fromyer

BII と PEPPOL による国境を越えた電子購買の仕組み紹介。

- ⑤ **Identity mapping** by Usha Saxena

インド National Information Center における、アイデンティティのマッピングの検討につき紹介。

ワークショップの最後に、次の方々による **Secure Paperless trade: Path Ahead** と題したパネル・ディスカッションが行われた。

Sivarama Krishnan

Lance Tompson

Vakul Sharma

Debjani Nag

なお、各発表の資料は、国連 CEFACT の WEB よりダウンロードできる。

<http://www.unece.org/index.php?id=35433>